

事故又は機器の不具合発生時の対応等

1 事故・不具合発生時（程度を問わず必ずご報告ください。）

- (1) 直ちにプロポ送信機の電源スイッチをOFFにして本機の電源を切ってください。
- (2) 直ちに下記連絡先にご報告ください。

平日 8:00～17:00：西尾レントオール株式会社 東岡山営業所 **(086-238-4240)**

土日祝日（休業日）：**貸出時にお渡しする注意事項に記載されている番号**

※機器の運搬を行う業者は別業者ですので、必ず西尾レントオール株式会社 東岡山営業所にご連絡ください。

2 事故発生報告書の作成（西尾レントオール株式会社の様式）

- (1) 西尾レントオール株式会社の指示に従い、速やかに事故発生報告書を作成してください。
- (2) 記入様式については、個別に送付します。（HP には掲載しません。）
- (3) 岡山県及び西尾レントオール株式会社の両方に、メール又はFAXでご提出ください。

西尾レントオール株式会社：（メール）ryuuichi.hiramoto@nishio-rent.co.jp

（FAX）086-238-4244

岡山県河川課：（メール）kasen@pref.okayama.lg.jp

（FAX）086-221-9774

3 事故発生報告書の作成（怪我・第三者への被害等が発生した場合：県の様式）

- (1) 所管の県民局・地域事務所に第1報を入れてください。
- (2) 事故発生から30日以内に、別添「**事故発生報告書（様式5）**」を所管の県民局・地域事務所にご提出ください。
- (3) 詳細は、『「おかやまアダプト」推進事業参加団体の手引き』をご参照ください。

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/1025265_9906162_misc.pdf

4 その他

- (1) 草刈機使用の際は、**県HP「3（1）実施要領、貸出条件及び注意事項（申請時に要同意）」**に記載されている事項を必ずご確認ください。
- (2) 不具合や部品の紛失がないかを確認するために、必ず使用前後に点検を行ってください。
- (3) **借受者の故意又は過失により機器の亡失、毀損等が生じた場合は、借受者に費用の負担を求める可能性があります。**